

日次 令和5年1月26日(木)13:30~15:30

場所 有田町役場本庁舎 第4・5会議室

参加者 委員名簿参照

事務局 上下水道課職員

傍聴者 なし

議事録概要

事務局 審議会成立報告

藤会長より挨拶

○ 議事

(1)前回の審議事項について

事務局より説明

前回は適正料金の考え方を協議した。何%増収するかについて、事務局案は30~40%の値上げが理想的だが、社会情勢など考えると20%増収し、5年後に再度審議会を開きたいと提案した。

委員からは、まず10%増収し段階的に30~40%まで増収する意見も出たが、10%増収では現金預金残高が目減りしていき、一定現金の確保が困難になっていくこと、また、ある程度計画的に更新工事を進めるには料金収入が確保できる担保が必要であることを説明したところ、令和6年度に15%の増改定をし、5年後に10%を目安とした増改定の提案があり、審議の結果了承された。

運用方法については、5種類のパターンを提案し、全ての人に平等に負担いただくということで、基本料金も従量料金も15%増改定するという提案で了承された。

(2)「適正な水道料金のあり方について」答申(案)

事務局より説明

答申(案)は事務局作成後、藤会長と副会長により確認。審議会による了承後、町長宛に審議会長の名前で答申を行う。

今回の審議会の諮問は、水道料金と下水道使用料についてだったが、別々に答申書を作成することとする。

改訂後料金単価について、現行の単価を15%増額し、1円未満の端数については四捨五入している。

「料金改定後5年を目途に」の目途というのは、5年経過前も含むということでご理解いただきたい。

委員 10円単位にしなくて良いか。

事務局 事務的には、10%の消費税のことも考えると10円単位で丸めた方が

よいが、今後消費税率が変われば 10 円単位も意味がないため、1 円単位でもさほど支障はない。また、10 円単位で丸めると改定率が 15%を超えてしまう。

委員 従量料金については、104 円や 196 円など中途半端な数字になっている。また基本料金についても改定前は 10 円単位で揃えられていたようだ。1 円単位にすると事務が煩雑になるのではないか。

事務局 10 円単位で丸めると料金改定率が 15%を大きく超えてしまう場合がある。15%の増加改定での審議をいただいております、10 円単位にするためには、15%という表現を取り止める等の審議が必要となる。

委員 他の市町の料金をみると、10 円単位にしているところもある。

事務局 10 円単位もあるし、1 円単位もある。

委員 10 円単位で切り捨ててもらえると、水道使用者にとってはありがたいが。

委員 当初 30～40%改定増の必要があったものを 15%にしている流れがある。切り捨てることは適当ではない。

藤会長 10 円単位に見直すか見直さないかの採決をする。

「15%の改定率に合わせるために 1 円単位の単価にする。」
全員賛成で決定

藤会長 答申(案)について採決をする。

議題(2)「適正な水道料金のあり方について」答申(案)
全員賛成で了承

事務局 審議会としては本日で水道の審議が終了し、下水道の審議に入る。答申書については水道、下水道それぞれに作成するが、提出日については、下水道の審議を終了後、一緒に提出したい。審議会の内容についてホームページで公開しているが、答申書(案)については、答申書を町長に提出後、答申書として公開するという事で了承していただきたい。

下水道の部

事務局 有田町汚水事業の適正料金および経営戦略については、

- ① 平成 22 年度に開催された前回の下水道審議会において指示されていた改訂後 5 年毎の見直しが今年度にあたる。
- ② 5 年前の平成 29 年度においては、下水道料金を据え置いている。
- ③ 公共下水道事業については更新工事など国の補助事業を活用しており、活用の要件として経営戦略の策定において有識者を交え検討を行うこととされている。

上記の事由により今回審議いただく。

本日は適正な下水道事業の在り方として汚水 3 事業の概要説明と前回審議会答申から現在までの料金及び改定の推移について説明する。

資料の確認

・下水道の概要

有田町内においては、公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽事業の 3 事業を実施しており、人口密度など地域の形状、状況などにより区域を分けている。

公共下水道、農業集落排水は雨水を除き排水処理しており、浄化槽事業については、合併処理浄化槽として生活雑排水を含めた処理を行っており、河川への影響が少なく、衛生的な処理を行っている。

・下水道の料金体系について

資料 5 ページのとおり、合併前は 3 事業別々の料金体系であったが、合併後に統一した。また、平成 24 年度に基本料金を 400 円増改定した。

平成 24 年度の料金体系の検討方法であった、人件費等を除く維持管理費に対し料金収入がどの程度あるのかといった計算方法を参照し、平成 29 年度に料金改定の検討を行った結果、現状のまま据え置くとしている。

・今回の審議では、経費回収率を国が定める方法により算出し、下水道 3 事業の状況を確認いただきたい。

委員 経費回収率というのは国の算定方法でなければならないのか。

事務局 決算書を作って公表する際は国の基準に基づいた計算で出さなければならない。誤解を招く可能性もあるので、本来はこれくらいの経費回収率というところを、きちんと認識いただいたうえで、料金を上げるべきか否か審議いただきたい。

委員 黒字ならいいのか。

事務局 黒字は一般会計からの繰入金によるもの。基準外の繰入金を減らす為には料金を上げざるを得ず、料金を上げすぎると公共下水道のみ経費回

収率が 100%を大きく上回る。公共下水道、浄化槽、農集で料金体系を分けるかという話になると、住んでいる所で不公平になり、住民からの理解を得られないと考えられる。

公共下水道は建設改良費が高く、工事に対して国庫補助と企業債を借りており、企業債については一般会計へ交付税が交付される。これらを財源に一般会計からの繰入金がある。

建設改良費については、当初公共下水道は総額約 150 億円、浄化増整備事業は総額約 30 億円と見込んでいた。ただ、維持管理費用については集合処理している公共下水道にくらべると、一つひとつ管理しなければならない浄化槽の方が高い。

以前は、公共下水道について施設・管路等の更新工事は補助がなかったが、今は更新工事についても補助事業があり、この補助を受ける要件の一つに、こういった審議会などで経営戦略について審議いただく必要がある。

藤会長 今までは国からの補助金を受けるために審議会に諮る必要が無かったが、今後は諮らなければならなくなったから審議会をするということか。

事務局 平成 29 年時の料金改定検討の際は、3 事業全体での経費回収率が前回の審議会での集計方法であれば 80~90%ほどあり、現金残高もあった為、料金改定はしないという結論に至り、審議会の開催は行わなかった。

委員 処理地区により料金体系を分ける等、料金に不公平感が出るのはよくない。平等にしなければならない。

委員 ようやく公共下水道が泉山まで届いて接続しようという時期に下水道料金が上がるのはどうかと思う。

事務局 今回の審議会の経営戦略の中では料金改定を前提とした提案は行わない方向で作成している。

委員 戦略というのは専門用語か？

事務局 経営戦略というのは総務省が定めている専門用語になる。

次回からの議題について

事務局 「適正な下水道使用料のあり方」として、

- ① 国の算定方法による経費回収率
- ② 現金収支
- ③ 基準外繰入金の経常費用に対する割合

以上の 3 点を料金改定の指標として今後の推移を確認いただき、料金改定について審議いただき、また、前回の経営戦略との違いを確認いただく必要がある。料金収入の見込及び改善の取り組み、今後の投資の予定、維持

管理の見込、一般会計からの基準内繰入金及び基準外繰入金などを確認いただきたい。

委員 基本的には料金改定しない方向で提案するとのことだったが、根拠資料を示してほしい。資料 2 の見方も説明してほしい。

事務局 根拠資料については、次回の経営戦略で示したい。資料 2 については、有田町の 9 月時点での各使用者の使用水量や接続世帯数、接続人口を基に、それを他の市町の料金体系に当てはめた場合どういった料金収入になるのかという資料になる。

第 4 回審議会終了 次回開催 2/16